

共済組合ニュース

京都市職員共済組合

令和3年3月発行

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎7階

【電話】075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)

1 令和3年度の掛金率等について

庶務係

来年度に皆様から頂く掛金の率については、積立金としての蓄えもあることなどから、現在と同水準を維持することができました。

しかし、このままでは本当にヤバイんです！

これから先、高齢化社会の進展に伴い、医療費や介護保険制度等を支えるための費用は年々増加する見通しです。

近い将来、皆様に掛金率の引き上げをお願いしなければ、短期給付(健康保険部分)を維持できなくなってしまう。(3ページの令和3年度予算に注目！)

●短期給付・福祉(保健)事業の掛金率

単位:千分比(%)

		現行	令和3年4月以降	前年比
短期給付	健康保険分	46.39	46.23	0.16 減
	介護保険分	8.56	8.72	0.16 増
福祉事業		1.54	1.54	—

ジェネリック医薬品も
医療費削減の強い味方！
2ページの医薬品データも
今すぐチェック！



●厚生年金保険料率

単位:千分比(%)

保険料率※1	91.50 (現行から変更なし※2)
--------	--------------------

※1 厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後(1/2)の率です。

※2 平成30年9月に公務員に適用される保険料率が民間企業に勤務する人と同じ率になり、固定されました。

●退職等年金掛金率

単位:千分比(%)

掛金率※	7.5 (現行から変更なし)
------	----------------

※ 上限を7.5%として、地方公務員共済組合連合会の定款によって定められているものです。

●医療費の抑制にご協力ください●

皆様や皆様のご家族が医療機関を受診した時に窓口で支払う金額は医療費の一部(1割～3割)に過ぎず、残りの医療費(9割～7割)は共済組合が負担しています。

この財源は、皆様が納める掛金で賄われているため、**医療費の増加は掛金率の増加に直結します**。特に、当組合では、生活習慣病の中でも「高血圧」が重症化した疾病を罹患する方が多いのが特徴です。

また、重症化すると医療費が増えるだけでなく、入院等により「働くことができなくなる」可能性もあります。

医療費を削減し、健康的に働き続けるにも生活習慣病を予防することがとても大切です。当組合では「重症化予防事業」「特定保健指導」「QUPiO+」等皆様の健康を維持するための様々な事業をご用意しています！ 積極的にご利用いただき、医療費削減に向けて、皆様のご協力をお願いいたします！

2 ジェネリック医薬品へ切り替えましょう!!

保健係

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に製造販売されるお薬です。
医療費の抑制に、ジェネリック医薬費は強い味方です!
しかし、京都市職員共済組合ではまだまだ先発医薬品が多く利用されています。



●特に京都市職員共済組合で多く使われている先発医薬品

ヒルドイドローション

皮膚欠乏症等による手指の荒れ、手足のひび・あかぎれに使われる薬

共済組合の年間負担額

約17,200,000円

[約4,000円/人×約4,300人(延べ人数)]

アレグラ

アレルギー性鼻炎、花粉症に使われる薬

共済組合の年間負担額

約5,600,000円

[約2,000円/人×約2,800人(延べ人数)]

ザイザル

アレルギー性鼻炎、花粉症に使われる薬

共済組合の年間負担額

約4,800,000円

[約3,200円/人×約1,500人(延べ人数)]

オノドライシロップ

気管支喘息、アレルギー性鼻炎に使われる薬

共済組合の年間負担額

約3,600,000円

[約1,800円/人×約2,000人(延べ人数)]

アレロック

アレルギー性鼻炎、花粉症に使われる薬

共済組合の年間負担額

約3,570,000円

[約2,100円/人×約1,700人(延べ人数)]

ロキソニンテープ

変形性関節症による関節痛や筋肉痛に使われる薬

共済組合の年間負担額

約2,990,000円

[約1,300円/人×約2,300人(延べ人数)]

医療費抑制のためには、皆様お一人お一人のご協力が必要です。
ジェネリック医薬品への切替えにご協力をお願いします。

●ジェネリック医薬品へ切り替えることが不安な方へ

オーソライズドジェネリック(AG).....原薬や添加物、製法等も新薬と同じでより安心して利用できる!! 新薬と同じ工場や生産ラインで作っていることが多いので、お薬の形も変わらず今までと同じように服薬できます。

おためし調剤.....短期間だけジェネリック医薬品をお試しとして利用できる!!

病院や薬局にてご相談を!!



重要

医療費の助成を受けられている方へ

共済組合への
申告が必要な
医療費制度(例)

- ① 重度心身障害者の医療費助成制度
- ② ひとり親家庭等の医療費助成制度
- ③ 乳幼児・子ども医療費助成制度

※所得制限により制度の非該当または再び該当となった場合

皆様が1箇月に1つの医療機関(通院と入院は別、医科と歯科は別)に支払った額(保険適用分)が基準額を超えたとき、「高額療養費」「一部負担金払戻金」「家族療養費附加金」として超過分を診療報酬明細書(レセプト)から自動的に算出して給付金を支給しています。しかし、上記の制度の助成額についてはレセプトに記載されないため、実際に医療費の助成を受けられて自己負担金額が少額の場合でも、医療費総額の2割または3割を負担したとして超過分について給付されてしまいます。

これを防ぐために、医療費の助成を受けられている方には資格情報の自己申告をお願いしています。申告がまだの方は保健担当(222-3239)までご連絡ください。

3 令和3年度予算が承認されました

庶務係

令和3年3月24日に開催された第149回組合会において、令和3年度予算が承認されましたので、主な経理について概要をお知らせします。

●短期経理（健康保険，介護保険）

加入者の病気，負傷，出産，死亡，災害等への給付や介護保険制度，高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払を行う経理です。

収入より支出が多くなっています。支出を抑制しないと掛金率を上げなくてはなりません！

収入総額	11,481,835 千円
→掛金，負担金，前年度繰越支払準備金等	

支出総額	12,136,499 千円
→給付金，拠出金，次年度繰越支払準備金等	

令和3年度の不足分は、積立金を取り崩すことにより対応します。

●保健経理（保健事業）

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査，特定保健指導，人間ドック，各種がん検診，職員相談室，スポーツ施設利用助成などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	483,752 千円
→掛金，負担金，貸付経理からの繰入等	

支出総額	537,316 千円
→厚生費，特定健康診査等費，委託管理費等	

令和3年度の不足額は、積立金を取り崩すことにより対応します。

病院・薬局に行くときに注意したいこと

医療機関を受診するとき、私たち一人ひとりが適正受診を心がけることで医療費節約につながります。安心な医療制度のため、できることから医療費の適正化にご協力をお願いします。

こんな行為はNG!

はしご受診・頻回受診

同じ疾患で複数の医療機関にかかる「はしご受診」や、一定回数以上受診する「頻回受診」いずれも医療費の増加につながるだけでなく、薬の重複や体の負担が心配されます。

私たちにできること

かかりつけ医を持つ

「かかりつけ医」は頼りになる身近な健康アドバイザーです。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。



多剤服用

複数の病院に通っていて、それぞれの医療機関から薬が処方されていると、**効果の同じような薬が重複してしまう**ことがあります。飲み合わせによっては、効果が強まったり、副作用が生じる危険もあります。

薬の飲み残し

薬は飲み切ることで回復が見込まれる量が処方されています。**自己判断で服薬を中断したり、飲み忘れない**ように気をつけましょう。

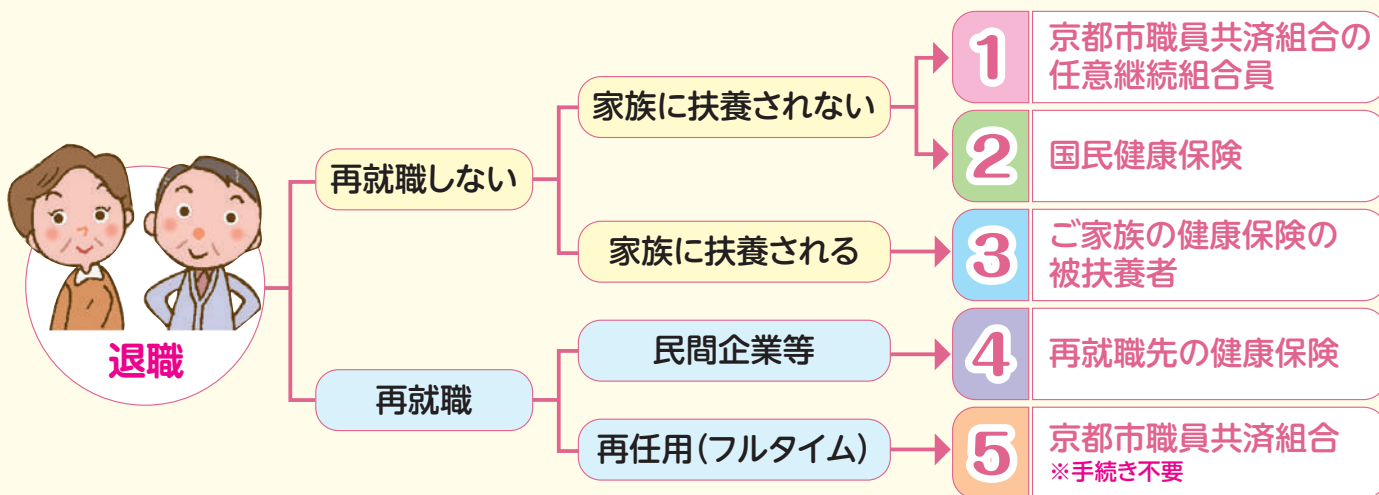
かかりつけ薬剤師を持つ

「かかりつけ薬剤師」を決めておけば、複数の医療機関で処方された薬を一括で管理できます。お薬手帳を活用し、不要な薬をもらわないようにしましょう。また、飲み残しの薬がある場合は、**医師や薬剤師に相談**してください。条件によっては再利用も可能な場合があります。



(退職後の健康保険の手続きに遺漏のないようご注意ください)

国民皆保険制度により、退職後もいずれかの健康保険に加入しなければなりません。今一度、退職後の健康保険についてご検討いただき、手続きに遺漏のないようご注意ください。



手続きについて

1 京都市職員共済組合の任意継続組合員となる

▶ **4月19日まで**に「任意継続組合員資格取得申出書」を京都市職員共済組合へ提出してください。
令和3年度掛金の算定は以下のとおりです。

以下ア、イのうちいずれか少ない額×掛金率
(令和3年度掛金率：95.54/1000【短期・福祉分】，17.44/1000【介護分】)

- ア 任意継続組合員本人の退職時の標準報酬月額
- イ 前年度の9月30日における京都市職員共済組合の全組合員(任意継続組合員を含む)の標準報酬月額の平均を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(令和3年度は440,000円)

2 住所地の市区町村の国民健康保険に加入する

▶ 退職後14日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険担当課で手続きを行ってください。

手続きには、共済組合の資格喪失証明書が必要です。「組合員(被扶養者)資格喪失証明願」(様式は京都市職員共済組合ホームページにあります)を共済組合にご提出ください。

※資格喪失証明書の発行にはお時間がかかりますので、ご注意ください。



3 ご家族の加入している健康保険の被扶養者になる

▶ 手続きについて、ご家族が加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。



4 再就職先の健康保険に加入する

▶ 手続きについて、再就職先の健康保険(協会けんぽ、各健康保険組合等)にお問い合わせください。

5 被扶養者の異動手続きをお忘れなく

保健係

被扶養者が新年度から就職する場合等は、異動手続きが必要となります。

手続きが遅れますと、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に京都市職員共済組合の組合員被扶養者証を使用してかかった医療費等（組合負担分）は全額返還していただくことになります。

例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。



4月以降の状況		異動手続き	提出書類
1	就職する場合 (注)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者申告書 ● 組合員被扶養者証 ● 就職日の確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)
2	アルバイト・パート等の収入がある場合 直近3ヶ月の平均月額が108,334円以上の収入	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者申告書 ● 組合員被扶養者証 ● 平均月額が初めて収入限度額を上回った3ヶ月の給与明細とその前月の給与明細
3	進学等により別居となる場合	同別居変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者申告書(同別居の変更) ● 情報照会依頼書兼申立書(同別居変更用) ● 客観的に仕送りの事実が確認できる書類 ※学生の場合は学生証または在学証明書の写しで可 ※単身赴任の場合は辞令の写しで可 ● 認定対象者の世帯全員の住民票 ※ただし、住民票については情報照会依頼により省略することが可 <p>〈お願い〉同別居変更手続き後に住所変更(別居状態は継続)があった場合は、共済組合にご連絡ください。</p>

(注) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。
(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

※上記の表は一般的な事例のため、不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合までご連絡ください。

健康情報サービス QUPiO+(クピオプラス)

QUPiO+(クピオプラス)は、健康診断の結果に基づいた健康づくりや、歩数や体重などを記録することで健康管理ができるインターネットサービスです。

また、健康記録を行うことでポイントが付与され、好きな商品と交換することができます。

令和2年10月27日から商品に常備薬が追加されました!

商品の交換についても、貯めたポイントとクレジットカードとあわせての決済が可能になりました。

※臨時的任用職員及び共済組合員である会計年度任用職員の方のご利用については、共済組合のホームページに掲載されている申込書をご記入の上共済組合までご提出ください。



6 年金制度等が改正されます

庶務係・保健係・年金係

令和元年に発表された財政検証結果を踏まえ、より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させるために、年金制度等の改正が行われることとなりました。主な改正内容は次のとおりです。

I 短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大

POINT 1 短時間労働者の被用者保険の適用範囲の段階的な拡大 【令和4年10月～】

厚生年金

現行

短時間労働者の被用者保険の適用範囲

- (1) 週労働時間20時間以上
- (2) 月額賃金8.8万円以上
- (3) 勤務期間1年以上見込み
- (4) 学生は適用除外
- (5) 適用事業所規模501人以上



見直し後

短時間労働者の被用者保険の適用範囲

- (1) 週労働時間20時間以上
- (2) 月額賃金8.8万円以上
- (3) 勤務期間**2か月超**(令和4年10月1日施行)
- (4) 学生は適用除外
- (5) 適用事業所規模**101人以上**(令和4年10月1日施行)
→適用事業所規模**51人以上**(令和6年10月1日施行)



POINT 2 地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等を適用 【令和4年10月】

共済適用

現行

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険(協会けんぽ)が適用されている。



見直し後

被用者保険の適用対象である非常勤職員を**地共済組合員**とし、**短期給付・福祉事業を適用**する。
(令和4年10月1日施行)

短時間勤務の会計年度任用職員等の方も、組合員になれるようになります。



II 在職中の年金受給の在り方の見直し

POINT 1 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大 【令和4年4月】

厚生年金

現行

65歳未満の在職中の支給停止の基準額
28万円※



見直し後

65歳未満の在職中の支給停止の基準額
47万円※
※令和2年度額。法令に基づき改定される場合があります。
(令和4年4月1日施行)

支給停止の基準額は
47万円※に



POINT
2

在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年改定
【令和4年4月】

厚生
年金

現 行

老齢厚生年金の受給権取得後に
就労した場合、資格喪失時(退職
時・70歳到達時)に老齢厚生年
金の額を改定



見直し後

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、
**在職中であっても、年金額を定時に改定(毎年
1回、10月分から)**【在職定時改定】
(令和4年4月1日施行)



III

受給開始時期の選択肢の拡大

POINT
1

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期
の選択肢を、60歳から75歳の間拡大
【令和4年4月~】

厚生
年金

退職等
年金給付

現 行

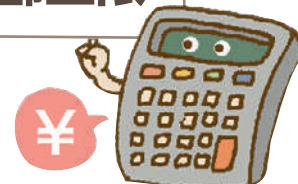
〈国民年金・厚生年金〉
繰上げ受給 60歳から
減額率一月あたり ▲0.5%
繰下げ受給 70歳まで
減額率一月あたり +0.7%
〈退職等年金給付〉
繰上げ受給 60歳から
繰下げ受給 70歳まで



見直し後

〈国民年金・厚生年金〉
繰上げ受給 60歳から
減額率一月あたり ▲0.4%
繰下げ受給 75歳まで
減額率一月あたり +0.7%
〈退職等年金給付〉
繰上げ受給 60歳から
繰下げ受給 75歳まで
(令和4年4月1日施行)

変わるのは
繰上げ減額率と
繰下げ年齢上限



その他

その他の見直し

①退職等年金給付に係る掛金取扱いの見直し【令和4年4月】

組合員資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失した場合は、掛金が徴収されなくなります。

退職等
年金給付

②短期滞在の外国人に対する脱退一時金の見直し【令和3年4月~】

脱退一時金の支給上限年数が、3年から5年になります。

厚生
年金

退職等
年金給付

③国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え【令和4年4月】

国民年金手帳*が廃止され、基礎年金番号通知書に切り替わります。
※経過措置として、当面の間は引き続き利用可能です。

その他

④個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の引上げ、
受給開始時期等の選択肢の拡大【令和4年4月~】

加入可能年齢の上限が60歳未満から65歳未満に、受給開始年齢の上限は70歳から75歳に拡大されます。

その他

医療機関等における オンライン資格確認について

保健係

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」において、令和3年3月下旬*から医療機関等を受診する際の被保険者(組合員又はその被扶養者)の資格情報の確認方法について、組合員証等又はマイナンバーカードの利用による「オンライン資格確認」が導入されます。

※医療機関・薬局により開始時期が異なります。

オンライン資格確認とは

「オンライン資格確認」が導入されると、組合員又はその被扶養者が組合員証等又はマイナンバーカードを医療機関等の窓口で提示することにより、医療機関等が即時に資格情報をオンラインで照会、確認できるようになります。オンライン資格確認の導入によって失効組合員証等の利用による過誤請求や事務コストの削減等が見込まれています。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルにおいて、事前登録する必要があります。詳細についてはマイナポータルサイトをご参照ください。

なお、オンライン資格確認運用のため、令和3年1月中旬以降に発行している組合員証等については従来の記号・番号に加え、個人を識別するための2桁の枝番が追加されています。交付済みの組合員証等についてはオンライン資格確認導入後も今までどおり使用できます。

※組合員証はマイナンバーカードの健康保険証利用登録後も引き続きご使用いただけます。

※交付済みの組合員証(枝番記載がないもの)についても従来どおりご使用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用に係る メリット・今後のスケジュール



保険証利用のメリット

- 就職・転職・引越しをしても、健康保険証としてずっと使える
※保険者への届出は必要です
- 同意をすれば、今までに使った薬の情報が医師等と共有できる
- マイナポータルで特定健診の情報や医療費・薬剤情報が見られる
- 医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に
- 限度額適用認定証がなくても窓口への支払が限度額までとなる

今後のスケジュール

令和3年3月(予定)

- 医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの保険証利用が可能に
(開始時期は医療機関・薬局により異なります。)

- マイナポータルで、特定健診情報の閲覧が可能に



令和3年10月(予定)

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

令和3年分所得税の確定申告(予定)

- 医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に。